

「仕事と生活の調和実現度指標」に関する意見

平成20年11月20日

総務省統計局統計調査部経済統計課長 清水誠

1. 全体として、フリーター数、児童福祉法に基づく特定市区町村の数などの実数と、テレワーカー比率、女性の就業率などの比率が混在しているので、実数については相当する全体を示す数量を選び、それに対する比率に換算すべきではないか。
2. 欠損値の処理は、すべて幾何平均により平均変化率を求める方法を原則とすべきではないか。
3. 「仕事・働き方」1. 柔軟な働き方 柔軟な働き方の選択可能性について、社会生活基本調査（総務省）における連続休暇取得率を加えてはどうか。ただし、当指標は平成18年に把握され、その前に把握された時点は平成8年であることから、把握間隔が長い指標は採用しないという前提があればその限りでない。
4. 「仕事・働き方」1. 柔軟な働き方 待遇面での公正性について、賃金構造基本調査（厚生労働省）から計算した賃金格差に関する指標を加えてはどうか。例 特定の企業規模、特定の学歴に属する標準労働者（学校卒業後直ちに企業に就職し、転職することなく勤続を重ねている者）について、ある年齢における男性に対する女性の所定内給与額の比、男女いずれかのある年齢を基準にした別の年齢の所定内給与額の比
5. 「仕事・働き方」2. 過重な負担のない働き方 仕事のための拘束時間について、社会生活基本調査（総務省）における有業者の平日の仕事からの平均帰宅時刻を加えてはどうか。また、通勤時間は、一般に労働時間に比べて短く、関連が弱いと思われるので除外すべきではないか。
6. 「仕事・働き方」2. 過重な負担のない働き方 仕事のための拘束時間について、時間当たり労働生産性の出展を、経済財政諮問会議「成長力加速プログラム」とするだけでなく、国民経済計算（内閣府）としてはどうか。
7. 「仕事・働き方」2. 過重な負担のない働き方 収入面での生活の自立について、社会福祉行政業務報告（厚生労働省）における生活保護実人員の人口比を加えてはどうか。

8. 「Ⅰ. 仕事・働き方」「Ⅱ. 過重な負担のない働き方」 収入面での生活の自立について、50歳未満の世帯主における中位数の半分以下の所得世帯に属する世帯員割合は、時々所得の分布内の割合を示しているにすぎず、経済情勢の影響を受けて所得分布の水準そのものが変化するので、生活の自立の程度を測定する指標としてはふさわしくないのではないか。
9. 「Ⅲ. 家庭生活」「Ⅲ.1. 家族で過ごす時間」について、社会生活基本調査（総務省）における有業者の家族と一緒にいた平均時間を加え、有職者の平日の平均在宅時間を除外してはどうか。
10. 「Ⅳ. 地域・社会活動」「Ⅳ. 学習や趣味・娯楽等」「Ⅴ. 健康・休養」について、社会生活基本調査（総務省）から交際・つきあい、学習・研究、趣味・娯楽等の行動者率を採用しているが、生活時間編における平日の調査日の行動者率のようなので、生活行動編における1年間の行動者率にしてはどうか。
11. 「Ⅳ. 学習や趣味・娯楽等」「Ⅴ. 健康・休養」 <環境整備指標> について、目的を達成するためのアクセス可能性を示す指標としてインフラ整備に関する指標を加えてはどうか。例 人口当たり図書館数（社会教育調査（文部科学省））、人口当たり病院数、人口当たり医師数、特定年齢階級の女性人口当たり産婦人科医師数（以上、医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省））
12. 「Ⅳ. 学習や趣味・娯楽等」について、時間だけでなく質的な側面を反映させるため、家計調査（総務省）における教養娯楽に係る消費水準指数を加えてはどうか。